



島根県報

平成29年 4月25日 (火)

第 2,897 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

平成29年度第4次自衛官募集	(防災危機管理課)	2
児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業の廃止の届出	(障がい福祉課)	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出(2件)	(農村整備課)	3
指定施業要件の変更予定保安林(4件)	(森林整備課)	3
森林法第189条の規定による告示及び掲示	(")	5
指定漁船調書の縦覧	(水産課)	5
補助金等交付規則第3条の規定により島根県外国人観光客送客促進支援補助金の 交付の対象等を定める告示	(観光振興課)	7
地籍調査の成果の認証	(用地対策課)	7
都市計画事業の認可	(都市計画課)	8

【公 告】

基本測量の実施	(技術管理課)	8
基本測量の終了	(")	8

告 示**島根県告示第236号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、平成29年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成29年 4 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 募集種目
自衛官候補生 男子（陸上・海上・航空自衛隊）
- 2 応募資格
日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上27歳未満の者
- 3 応募締切
(1) 平成29年 5 月26日（金）
(2) 平成29年 6 月23日（金）
- 4 試験期日
(1) 平成29年 5 月27日（土）
(2) 平成29年 6 月25日（日）
- 5 試験会場
陸上自衛隊出雲駐屯地
出雲市松寄下町1142-1（電話0853（21）1045）
- 6 試験科目
(1) 筆記試験（国語・数学・社会・作文）
(2) 口述試験・適性検査・身体検査
- 7 採用予定日
採用予定通知書により通知する。
- 8 問合せ先
自衛隊島根地方協力本部
松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

島根県告示第237号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の24第2号の規定により告示する。

平成29年 4 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
一般社団法人ブルームキャリア アステーション	放課後等デイサービス りぶれ	松江市上乃木九丁目12-13	平成29年 4 月30日

島根県告示第238号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年 4 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

益田市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

監事

田中 和明 益田市西平原町786番地

2 就任年月日

平成29年 4 月 1 日

3 退任した役員の氏名及び住所

監事

河上 信男 益田市美都町山本イ248番地7

島根県告示第239号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年 4 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

津和野町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

藤井 昭見 鹿足郡津和野町長福1048番地1

2 就任年月日

平成29年 4 月 1 日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

水津 満雄 鹿足郡津和野町長福1032番地

島根県告示第240号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年 4 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所及び指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成14年 3 月26日農林水産省告示第341号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第241号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年 4 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

邑智郡邑南町下口羽（国有林。次の図に示す部分に限る。）、邑智郡邑南町下口羽（次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

邑智郡邑南町下口羽（次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第242号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年 4 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

邑智郡邑南町下口羽（次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

邑智郡邑南町下口羽（次の図に示す部分に限る。)

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第243号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年 4 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町北方森原872-3

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第244号

平成29年島根県告示第66号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を美郷町役場及び邑南町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成29年 4 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
邑智郡美郷町長藤1021-1	後谷 美代子
邑智郡邑南町阿須那2081-1、3303	伊達 照雄
邑智郡邑南町宇都井2059-3	角谷 兼市
邑智郡邑南町宇都井2060	西島 隆義
邑智郡邑南町宇都井2060	西島 幸三郎
邑智郡邑南町日貫1357、3388-5、3388-10	上田 實人

島根県告示第245号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係

る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成29年 4 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

大田市温泉津町福光ハ773 平田清治

〃 温泉津イ665 難波政行

〃 小浜ロ179 川村久信

イ 加入区

温泉津町加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

2(1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

浜田市瀬戸見町29 安達 悟

〃 下府町1440-1 江川賢一

〃 津摩町717 橋本弘信

イ 加入区

浜田市加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

3(1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

益田市木部町イ1290-8 川崎哲男

〃 中須町478-7 大賀初巳

〃 飯浦町イ846-2 升岡 修

イ 加入区

益田市加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第246号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県外国人観光客送客促進支援補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県外国人観光客送客促進支援補助金の交付の対象等を定める告示（平成27年島根県告示第533号）は、廃止する。

平成29年 4 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金の名称

島根県外国人観光客送客促進支援補助金

2 交付の目的

島根県内に宿泊する海外からの団体旅行を支援することにより、外国人観光客の送客の促進を図り、もって観光振興を図ることを目的とする。

3 交付の対象者

島根県内に宿泊する海外からの団体旅行を実施する国内外の旅行業者。ただし、同一の団体旅行を対象に、複数の旅行業者が重複して交付を申請することはできない。

4 交付の対象となる事業の内容

次の要件を全て満たす団体旅行で、知事が適当と認めるもの

- (1) 台湾、香港、中国及び東南アジアからの訪日旅行であること。
- (2) 島根県内の移動に貸切バスを使用すること。
- (3) 島根県内の宿泊施設で1泊以上宿泊すること。
- (4) 貸切バス1台につき、旅行参加者のうち日本国籍を有しない者が15名以上であること。ただし、平成27年度以降に初めて島根県外国人観光客送客促進支援補助金の交付を申請する場合は、10名以上とする。

5 交付金額

貸切バス1台当たり日本円で50,000円を交付し、1社当たり1会計年度1,000,000円を限度とする。

島根県告示第247号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年 4 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
安来市	平成27年度～28年度	14枚	1冊	上坂田2	平成29年4月18日
邑南町	平成26年度～28年度	33枚	1冊	井原3	平成29年4月18日
邑南町	平成26年度～28年度	16枚	1冊	矢上②	平成29年4月18日
邑南町	平成10年度～28年度	10枚	1冊	矢上1-2	平成29年4月18日

島根県告示第248号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成29年 4 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 施行者の名称
浜田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
浜田都市計画公園事業 8・4・1号城山公園
- 3 事業施行期間
平成29年 4 月25日から平成32年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 島根県浜田市殿町地内
 - (2) 使用の部分 なし

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年 4 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
基本測量（湖沼調査）
- 2 作業期間
平成29年 5 月 1 日から平成30年 3 月31日まで
- 3 作業地域
宍道湖

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成29年 3 月31日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年 4 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
基本測量「電子国土基本図（地図情報）の修正測量」及び「国土広域情報」修正測量
- 2 作業期間
平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで
- 3 作業地域
県内全域